

令和5年4月10日

第34回水俣市農業委員会

### 第34回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和5年4月10日  
 開会 9時30分  
 閉会 10時05分
- 3 出席委員  
 農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 9番 廣島 康雄 君  
 2番 松田 時義 君 10番 松本 公昭 君  
 3番 森口 信二 君 11番 淵上 正嗣 君  
 4番 山澤 親徳 君 12番 前田 仁 君  
 5番 田畑 和雄 君 13番 戸次 治夫 君  
 6番 金田一充章 君 14番 元村 善二 君  
 7番 稲田 祐市 君  
 推進委員 10名 17番 竹下 正治 君 22番 坂口 新一 君  
 18番 竹本 孝幸 君 23番 山口 初憲 君  
 19番 山内 秋光 君 24番 池田 郁雄 君  
 20番 溝口 幸一 君 26番 森下 義孝 君  
 21番 安田 昌一 君 27番 下鶴 信雄 君
- 4 欠席委員  
 農業委員 1名 8番 中村 清治 君  
 推進委員 4名 15番 平松 明子 君 25番 原田 隆義 君  
 16番 蒔元 政廣 君 28番 古里 君廣 君
- 5 議事日程  
 第1 議事録署名委員の選出  
 第2 報告事項(1)農用地利用配分計画の認可について  
 議第119号 農地法第3条の許可申請について  
 議第120号 農地法第5条の許可申請について  
 議第121号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局  
 局長 山村 良一  
 次長 大川 尊  
 主任 山本 千夏 (欠席)  
 主任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第34回水俣市農業委員会会議を開催いたします。  本日の出席の農業委員は13名です。  欠席者は、8番、中村委員です。  よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、  本日の会議は成立いたしました。  本日の署名委員は、3番、森口委員、4番、山澤委員にお願いします。  なお、農地利用最適化推進委員は10名です。  欠席者は、15番、平松委員、16番、蒔元委員、25番、原田委員、  28番、古里委員です。  報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げて  いただきます。  本日は、7番、稲田委員にお願いします。</p>
<p>7番委員 (稲田祐市君)</p>	<p>農業委員会憲章  1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い  手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努  めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。  報告事項(1)農用地利用配分計画の認可についてでございます。  議案書は1ページから4ページになります。  全部で4件ございます。  再配分となります。  平成30年2月9日の第8回農業委員会会議で、貸し人から熊本  県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御  承認いただいた農地となります。  その後、再配分の認可につきましては、令和5年2月24日付け  で熊本県知事から認可されております。  それぞれの場所につきましては、議案書に記載しておりますので  御覧ください。  報告事項の説明は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。  報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。  議第119号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたし</p>

	<p>ます。 関係委員の説明をお願いします。</p>
<p>3 番委員 (森口信二君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、3 番、森口委員をお願いします。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>議第 1 1 9 号、農地法第 3 条の許可申請について、説明致します。 1 番、譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は台帳現況とも田でございます。 面積は 1, 1 2 5 m<sup>2</sup>。 他に 2 筆ございまして、台帳現況とも田になっております。 面積は、3 筆合わせて 2, 0 3 1 m<sup>2</sup>です。 譲受人の状況ですが、田の面積が 9 0 4 m<sup>2</sup>。畑の面積が 3, 0 4 7 m<sup>2</sup>です。 構成員は、譲受人の方 1 人で頑張っていらっしゃいます。 譲受人の耕作状況で、平成 1 5 年 7 月の災害で譲受人の農地も被災しており、この付近の農地全体も崩壊し、土地全体がめっちゃくちゃになって、全然手が付けられていません。 機械類が使用できず、農業ができるような環境ではありません。 申請地は、1 0 ページをお願いします。 4 月 4 日に現地調査を行い、事務局 2 名と譲渡人、譲受人と私で行ってまいりました。 申請地は、国道沿いになります。 譲渡人の方は、体調がすぐれないため、農地を貸したいということで、今年の 1 2 月の会議の時にお問い合わせした所です。 今回は、売りたいという希望がありましたので、このような形になりました。 譲受人の方は、自治会にも携わっておられ、国道沿線の耕作放棄地を非常に気にかけておられました。 幸いこの話がありまして、譲受人の方になりました。水路がそばを通っておりまして、若干、長く放棄された関係で時間はかかると思いますが、稲作を作りたいという希望があります。 2、3 年前に、申請地から 1 0 m くらい離れたところに、耕作放棄地を借りて水稻を栽培されております。 約 4 0 0 m<sup>2</sup>くらいあると思います。 農地法第 3 条の第 2 項の各号には該当しないと思われませんが、許可要件は満たしておりますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>

議 長	担当地区の推進委員から、補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第119号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第119号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第120号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員より説明をお願いします。
7番委員	はい、議長。
議 長	はい、7番、稲田委員をお願いします。
7番委員	議第120号、農地法第5条の許可申請について御説明いたします。 番号1と2は隣接しており、譲受人も同じ方なので、一緒に説明させていただきます。 譲渡人、譲受人、土地の所在は議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑となっております。 面積は、番号1が151㎡。番号2が400㎡。 譲受人は、児童支援施設等を経営しておられます。 転用目的、転用理由は運動場への転用で、以前から児童たちが運動できる土地を探しておられ、利便性と安全性を考慮し申請地を求められるとの事でした。 申請地は、運動場に転用されるということです。 申請地は、第3種農地。所有権移転でございます。 転用面積は、番号1が事業面積551㎡で、転用面積が151㎡。 番号2が事業面積551㎡で、転用面積が400㎡となっております。

	<p>ます。</p> <p>資金計画は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、10ページを御覧ください。</p> <p>現地調査、確認立ち合いを4月4日に事務局2名、譲受人の方、行政書士の方と私で行いました。</p> <p>申請地は、法面の下の方にありまして、民家が数件、隣接しています。</p> <p>運動場として利用されるため、子供達の騒音等が心配されるために、事前に隣接する民家の方への御理解を得るために、説明文書と口頭での説明を行っておられます。</p> <p>現在、住民の方の理解も得られているということで、そういう状況だそうです。</p> <p>申請地の奥の方に農地もありますが、農地の所有者の方が申請地を通過する際、農機具等を入れる時の問題はなく、申請地を通行しても良いということでした。</p> <p>現在は少々荒れた状態ですが、運動場の造成は重機等の搬入はせずに、施設職員の方で草刈り等を行い造成されるところのことでした。</p> <p>地域住民の方の同意もあり、また、周辺農地への影響もないと考えられます。</p> <p>従いまして、第5条の許可要件は満たしていると思いますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第120号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第120号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第121号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p>

	<p>まず、一括方式の1番を審議した後、再設定の1番と2番の議案を審議いたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
2番委員 (松田時義君)	はい、議長。
議長	はい、2番、松田委員をお願いします。
2番委員	<p>一括方式の1番について、御説明いたします。</p> <p>貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目、台帳は畑。現況はデコポンを植えてあります。</p> <p>面積は、2,035㎡。</p> <p>始期終期は、令和5年5月1日から令和20年4月30日までの15年です。</p> <p>利用目的は樹園地。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおり。</p> <p>利用権の種類は賃借権。</p> <p>転貸人は農業公社です。</p> <p>転借人は、議案書のとおりです。</p> <p>まず、転借人の件ですが、農業委員会から来た議案書には、電話番号が書いてありませんでしたので、10年前の電話番号を調べたところが、載っていないんです。</p> <p>貸人の方に電話したら、分からないということでした。</p> <p>借りる人が見つかったから良かったということで、喜んでいらっしゃいました。</p> <p>事務局に聞きまして、転借人の電話番号がようやくわかり、連絡がつかしました。</p> <p>新規就農者です。</p> <p>転借人の方は、とにかく農業に対する意欲は強いけれども、まだ収入が無いとのことでした。</p> <p>奥さんと2人でやっぴらっしやいます。</p> <p>現在、経営面積は、借入地が7,763㎡です。</p> <p>とにかく、基盤に乗るように農業を頑張ってくださいと激励しました。</p> <p>場所は、最後のページです。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	なしと言うものあり。

議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第121号、農用地利用集積計画の申出についての一括方式の1番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第121号、農用地利用集積計画の申出についての一括方式の1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 続きまして、議第121号農用地利用集積計画の申し出についての、再設定の1番と2番の議案を審議いたします。 なお、再設定の1番、2番の借人である戸次委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、戸次委員の退場をお願いします。
	(戸次委員退場)
11番委員 (  上正嗣君)	はい、議長。
議 長	はい、11番、  上委員お願いします。
11番委員	議第121号、農用地利用集積計画の申出について利用権再設定1、2番について続けて説明します。 まず1番、貸人、借人、土地の所在は、議案書13ページの記載のとおりです。 地目は、台帳現況ともに田です。 面積は1,584㎡。 始期終期は、令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間です。 利用目的は、水稻です。 借賃は無償です。 利用権の種類は、使用貸借権です。 場所は、15ページを御覧ください。 借人はまだまだ元気いっぱいですので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われしますので、御審議



	<p>の程よろしく申し上げます。</p> <p>続いて2番を説明します。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに田です。</p> <p>面積は、1, 724㎡。</p> <p>始期終期は、令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間です。</p> <p>利用目的は、水稻です。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおり。</p> <p>利用権の種類は、貸借権です。</p> <p>場所は、16ページを御覧ください。</p> <p>ここは、借人の家の近くだそうです。</p> <p>貸人は、施設に入所中だそうです、娘さんとの話を通じて了解を得たそうです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第121号、農用地利用集積計画の申出についての、再設定の1番と2番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第121号、農用地利用集積計画の申出についての、再設定の1番と2番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 戸次委員の入場を認めます。
	(戸次委員入場)
議 長	全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第34回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員